

# 10月は国民年金制度推進月間です

国民年金は、20歳から60歳未満の全員が加入する公的年金のひとつです。その中でも国民年金は「基礎年金」という公的年金の土台となる部分です。

国民年金基金	厚生年金基金	職域相当部分	3階部分
	厚生年金	共済年金	2階部分
国民年金(基礎年金)			1階部分
第1号被保険者 (自営業、学生等)	第2被保険者 (民間会社員、公務員等)	第3被保険者 (第2被保険者の扶養配偶者)	
納付は・・・ 月々13,860円	納付は・・・ 給料・ボーナス等から天引き	納付は・・・ 第2号被保険者の年金制度から	

## 保険料を納めるのが困難なとき・・・

国民年金保険料を納めないと、老後の年金が受給できなくなるだけではなく、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合もあります。

第1号被保険者には、法で定める一定要件に該当した場合の「法定免除」と、申請による『全額免除』と部分免除といわれる『3つの段階免除』(半額・3/4・1/4免除)があります。

### ■申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定以下で収入が少なく保険料納付が困難な方は、申請して承認されると月々の保険料(1万3千860円)が全額又は部分的に免除されます。また、特例として申請者が失業や災害等で収入が減少したときには、前年の所得に係らずに全額免除となりますが、世帯主・配偶者が一定以下の所得でなければなりません。(失業の場合は、届出の際に

離職票又は雇用保険特例受給資格者証を持参ください)

### ■学生納付特例制度

学生の方で、申請して承認された期間は将来年金を受ける期間に入りますが、年金額には反映されません。しかし、この期間は未納・未加入にはならないため、万が一のとき安心です。(届出には学生証又は在学証明書の写しを持参ください)

### ■若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、申請して承認された期間は、将来年金を受ける期間に入りますが、年金額には反映されません。しかし、この期間は未納・未加入にはならないため、万が一のとき安心です。※下表の申請は承認されると、



納付種別	納付額	支給額	追納期間
全額免除	0円	1/3	10年以内
3/4免除	3,470円	1/2	1/4納めれば10年以内
1/2免除	6,930円	2/3	1/2納めれば10年以内
1/4免除	10,400円	5/6	3/4納めれば10年以内
学生納付特例	0円	月数のみ加算	10年以内
若年者納付猶予	0円	月数のみ加算	10年以内

## 免除申請の注意点

●一部免除の保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が未納扱いとなるため、将来の老齢基礎年金の額にも月数にも反映されません。

また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合の年金を受け取ることができなくなる場合があります。ありますので注意ください。

●平成17年4月から平成18年6月までの免除申請は、今月(10月)までとなっています。ですので、この期間に免除を申請する方は早めに手続きしてください。

月々納付書で保険料を納めている方は、口座振替にすると1ヶ月50円割引になります。また、現在口座振替を利用していらっしゃる方で1年前納(一括払い)すると、3千400円割引となります。申込みは、最寄りの金融機関に年金手帳または納付書・預金通帳・印鑑を持参して手続きしてください。

国民年金の保険料は前納・口座振替が  
お得!!



問い合わせ先  
市民課国民年金係  
☎(24)2111  
内線230・28番